

青い森の翼ファンクラブ～A-wing～会則

第1条 名称

本会は、青い森の翼ファンクラブ～A-wing～（以下「本クラブ」という。）と称する。

第2条 目的

本クラブは、会員の青森空港及び三沢空港（以下「空港」という。）への愛着を高め、空港の利活用を促進し、航空需要の裾野拡大と安定需要の確保を図ることを目的とする。

第3条 運営

- 1 本クラブの運営事務局は、青森県企画政策部交通政策課内に設置する。
- 2 事務局は、航空関係者と協力しながらクラブの運営を行う。

第4条 会員

- 1 本クラブの会員は、次の2種類とする。

(1)個人会員

日本国内に在住し、本クラブから配信される電子メールを受信できるメールアドレスを登録する中学生以上（満12歳以上）の者

(2)法人会員

- ①青森県内に本社及び支社等を有する企業及び団体
 - ②その他事務局で認めた企業及び団体
- 2 法人会員は、企業及び団体名を県庁ホームページで公表するものとする。
 - 3 会員は、県及び関係者が開催する航空関連のイベントに積極的に参加し、また、空港の利便性向上のために行うアンケート調査等に協力するよう努めるものとする。

第5条 入会

本クラブに入会を希望する者は、次の各号に掲げる必要事項を記載した内容を、メールまたはFAX等により事務局に申し込まなければならない。

(1)個人会員

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所
- ・電話番号
- ・メールアドレス

(2)法人会員

- ・法人名
- ・住所

- ・電話番号
- ・メールアドレス
- ・担当者部署、氏名

第6条 入会金及び会費

入会金及び会費は無料とする。

第7条 特典

会員は、次号に掲げる特典を受けることができる。

(1) 個人会員

- ・電子メールにより配信される航空情報
- ・本クラブに協賛した企業及び店舗等による割引等のサービス
- ・会員限定イベント、抽選会への参加
- ・その他、会員特典として定めた事項

(2) 法人会員

- ・電子メールにより配信される航空情報
- ・本クラブに協賛した企業及び店舗等による割引等のサービス
- ・その他、会員特典として定めた事項

第8条 登録事項の変更

- 1 会員は会員情報に変更があった場合は、速やかにメール等で事務局へ連絡することとする。
- 2 1 の手続きを行わなかったことにより、会員特典を受けることができなかった等、会員に不利益が生じた場合の責任は会員が負うこととする。

第9条 会員資格の取り消し

事務局は、会員が次の各号のいずれか一つにでも該当するときは、その会員の会員資格を取り消すことができる。

- (1) 本クラブの活動や運営を故意に妨害したとき
- (2) 本クラブの名誉又は信用を傷付け、もしくは秩序を乱したとき
- (3) 本会則に違反するなど、会員として不適格であると判断したとき
- (4) 申込者が虚偽の事実を申告したとき

第10条 退会

- 1 本クラブの会員は、いつでも本クラブを退会することができる。
- 2 本クラブの退会を希望する会員は、次号に掲げる内容を記載した任意の退会届を作成し、メールまたは FAX 等により事務局に提出しなければならない。

- (1)氏名
- (2)住所
- (3)電話番号
- (4)提出年月日
- (5)退会理由

3 退会の時期は、事務局が退会届を受理した日とする。

4 本クラブを退会した者は、第7条に掲げる特典を受けることはできない。

5 本クラブを退会した者は、退会日の翌日から起算して1年間、再入会できないものとする。

第11条 免責

次の各号に関して、本クラブの責に帰すべき事由がある場合を除いては、一切の責任を負わないものとする。

- (1)本クラブに協賛した企業や店舗等による特典付与について、その提供元企業や店舗等と会員との間で生じた損害等
- (2)本クラブが提供するサービスの利用による、会員同士または会員と第三者との間で生じた損害等

第12条 会則の変更

本クラブは、必要と認めたときに会員への予告なく、本会則の内容を変更できるものとする。その際、県庁ホームページ等で速やかに会員に告知するものとする。

第13条 会員の個人情報の登録・利用及び提供に関する同意

1 本クラブは、登録された個人情報を他に漏らさないよう、その保護に十分注意し取り扱う。

2 会員は、会員の個人情報の利用及び提供に関し、次の各号に同意するものとする。

(1)本クラブは、次の各号に掲げる目的のために会員の個人情報を利用することがある。

- ・会員特典の提供
- ・会員を対象としたアンケート等の実施
- ・その他、航空情報及びクラブ情報等の案内

(2)本クラブは、会員に対してより良好なサービスを提供するために、会員の個人情報のうち特定個人を識別することができない方法により統計データとして開示することがある。

(3)本クラブは、会員特典の提供のため、会員の個人情報を、特典を取り扱う企業や店舗、行政機関等に連絡することがある。

(4)前項に定める場合のほか、法令に基づく要領等正当な理由がある場合には、会員の個人情報を第三者に提供する場合がある。

附則

この会則は、平成 28 年 2 月 4 日から施行する。

附則

この会則は、令和元年 6 月 11 日から施行する。